

## 株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に基づく事後開示書面)

2022 年 10 月 1 日

株式会社 K Y O R I T S U

共立印刷株式会社

2022年10月1日

## 株式交換に係る事後開示書面

東京都板橋区清水町36番1号

株式会社KYORITSU

代表取締役社長 景山 豊

東京都板橋区清水町36番1号

共立印刷株式会社

代表取締役社長 景山 豊

株式会社KYORITSU（以下「KYORITSU」といいます。）及び共立印刷株式会社（以下「共立印刷」といいます。）は、2022年5月13日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2022年10月1日を効力発生日として、KYORITSUを株式交換完全親会社、共立印刷を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条に基づき開示すべき事項は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）

2022年10月1日

#### 2. 株式交換完全子会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第2号）

##### (1) 会社法第784条の2（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

##### (2) 会社法第785条（株式買取請求）の規定による手続の経過

共立印刷は、会社法第785条第3項及び第4項並びに定款第5条の規定に基づき、2022年9月5日に共立印刷の株主に対し、本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全親会社であるKYORITSUの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしましたが、所定の期間内に、同条第1項に基づく株式の買取請求を行った共立印刷の株主はおりませんでした。

##### (3) 会社法第787条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

##### (4) 会社法第789条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

#### 3. 株式交換完全親会社における会社法第796条の2、第797条、及び第799条の規定による手続の経過（会社法施行規則第190条第3号）

(1) 会社法第 796 条の 2 (本株式交換の差止請求) の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条 (株式買取請求) の規定による手続の経過

KYORITSUは、会社法第 797 条第 3 項の規定に基づき、2022 年 9 月 9 日に KYORITSU の株主に対し、本株式交換を実施する旨並びに株式交換完全子会社である共立印刷の商号及び住所の通知を行いましたが、所定の期間内に、同条第 1 項に基づく株式の買取請求を行った KYORITSU の株主はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条 (債権者異議) の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数 (会社法施行規則第 190 条第 4 号)

本株式交換により KYORITSU に移転した共立印刷の普通株式の数は 46,156,400 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項 (会社法施行規則第 190 条第 5 号)

(1) KYORITSU は、会社法第 795 条第 1 項の規定により、本株式交換契約について、2022 年 6 月 29 日付臨時株主総会による承認を得ました。

(2) 共立印刷は、会社法第 783 条第 1 項の規定により、本株式交換契約について、2022 年 6 月 29 日付定時株主総会による承認を得ました。

(3) KYORITSU は、本株式交換に際して、本株式交換により、KYORITSU が共立印刷の発行済み株式 (KYORITSU が保有する共立印刷株式を除きます。) の全部を取得する直前時における共立印刷の株主に対して、その所有する共立印刷の普通株式 1 株につき、KYORITSU の普通株式 1 株を割当て交付いたしました。

(4) 共立印刷株式は、株式会社東京証券取引所において、2022 年 9 月 29 日付で上場廃止となりました。

(5) 本株式交換により増加した KYORITSU の資本金、資本準備金及び利益準備金の額については以下のとおりです。

資本金 3,371,675,242 円

資本準備金 会社計算規則第 39 条第 1 項に規定する株主資本等変動額から 3,371,675,242 円を控除した額

利益準備金 0 円

以上